

インクルーシブ教育システム構築に向けて

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みづくり

同じ場で共に学ぶことを追求

文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」H24.7

個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する

連続性のある「多様な学びの場」を用意

必要な取組

①多様な学びの場の整備

②特別支援教育の推進

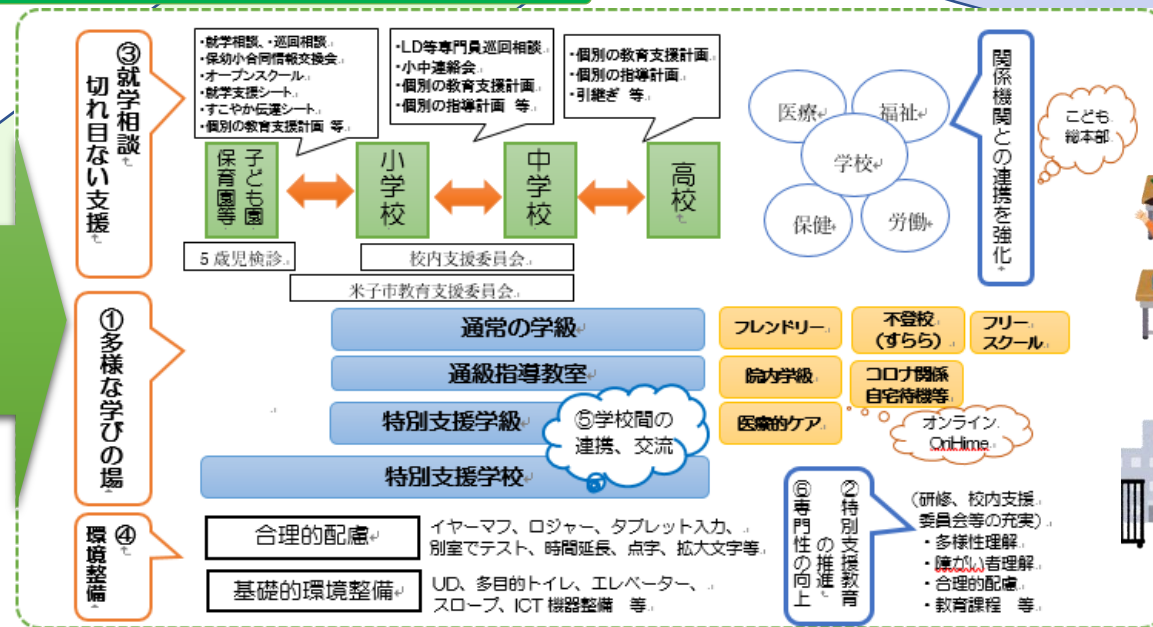
③早期からの就学相談・支援

④個々の障がいに必要な教育的ニーズに対する「合理的配慮」及びその基礎となる環境整備

⑤学校間連携等の推進

⑥教職員の専門性の向上

米子市版インクルーシブ教育

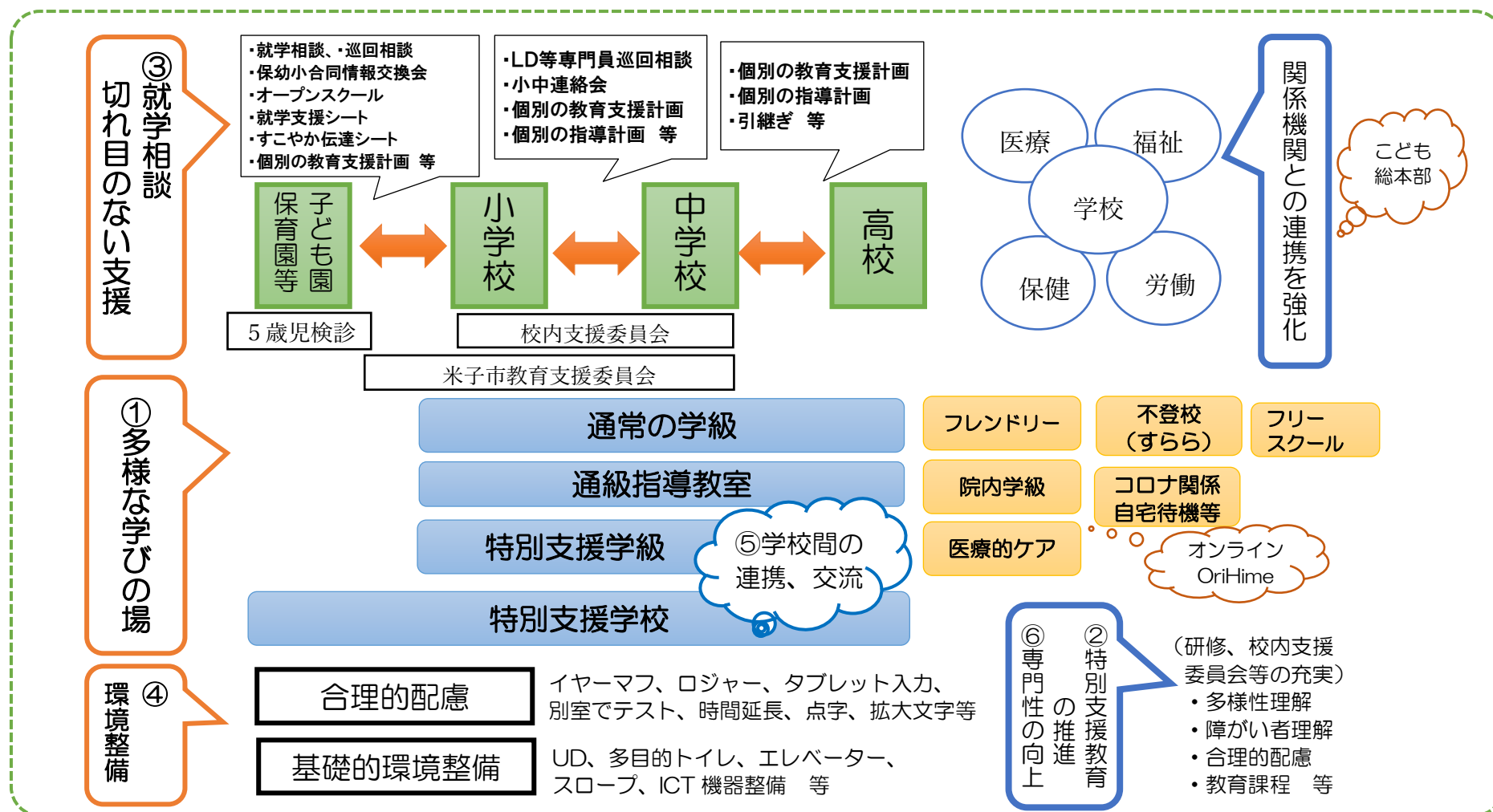


共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し
支えあい、人々の多様な在り方を
相互に認め合える全員参加型の社会



米子市版インクルーシブ教育



参考 インクルーシブ教育の定義

「インクルーシブ教育」とは、障害のある子ども、障害のない子どもがともに学ぶ教育システムである。

国は、平成26年1月「障害者の権利に関する条約」を批准し、「共生社会の形成」を最も積極的に取り組むべき重要な課題としている。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

「障害者の権利に関する条約」第24条によれば、「インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(参考 文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 平成24年7月)